

相談支援従事者初任者研修 カリキュラム

| 科目  | 獲得目標  | 内容  | 時間数         |
|---|---|---|-------------|
| 1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5時間） |   |   |             |
| 相談支援（障害児者支援）の目的   | <p>人間の尊厳、基本的人権の尊重のための支援の意味と価値を理解する。</p> <p>また、利用者理解、利用者の自己選択・自己決定の重要性について理解するとともに、障害児者の地域での生活の実情について理解する。</p> <p>相談支援の基本的価値観は、障害者の権利に関する条約の趣旨に基づくべきことを理解する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の権利に関する条約（以下「CRPD」という。）、障害者基本法障害者基本計画、障害者差別解消法、障害者総合支援法、障害福祉計画及び障害者虐待防止法の趣旨等を踏まえ、障害者が基本的人権を享有するかけがえのない個人としての尊重にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことをするために生活支援が実施されること、また、障害者は必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体であることについて理解するための講義を行う。</li> <li>・ 講義を実施する上では、障害児者が置かれている立場への理解を深めるため、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、内部障害、知的障害、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由、難治性疾患など、多様な障害のある当事者による講義等、地域の実情に合わせた工夫を行う。</li> </ul>  | 講義<br>1.5時間 |
| 相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）                                  | <p>エンパワメント及び本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するに当たり、相談支援（障害児者支援）の基本的な姿勢について理解する。</p> <p>利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならないことを理解する。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者ケアガイドライン等を活用し、障害者への生活支援の重要な視点として①共生社会の実現（ソーシャルインクルージョン）、②自立と社会参加、③当事者主体（本人中心支援）、意思形成及び表明の支援（意思決定支援）、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワメント、⑥セルフケアマネジメント、⑦リカバリー、⑧スティグマなどについて理解するための歴史的経緯を踏まえた講義を行う。</li> <li>・ 障害児者の生活支援に当たっての視点は障害の社会モデルを基本とし、その一部に必要に応じて医学モデルがあることを理解するための講義を行う。加えて、障害者総合支援法に基づく支援と介護保険に基づく支援の異同と相互補完関係を理解する。</li> <li>・ バイステックの7原則（注1）等を活用し、相談支援に従事する者に共通する基本態度、行動規範を理解し、持つべき倫理を理解するための講義を行う。</li> <li>・ 意思形成及び表明の支援における利用者理解の重要性について、CRPD 第12条にも基礎付けつつ「障害福祉サービス等の援助に係る意思決定支援ガイドライン」等を活用した講義を行い、相談支援の最終先としてセルフケアマネジメントがあることを理解する。また、意思形成及び表明の支援において障害のある相談支援専門員によるインタビューやアセスメントの重要性を理解する。</li> <li>・ CRPD 第16条にも基礎付けつつ、障害児者の虐待のリスク要因や、家族や専門家の共依存に関する講義を行う。また、精神障害者、発達障害者や知的障害者等に対する拘束をなくすための国際的なベストプラクティスを理解する。</li> <li>・ CRPD 第2条、9条、21条及び24条に基礎付けつつ本人が持っている言語手段やその背景を理解する。</li> </ul> | 講義<br>2.5時間 |

|                                   |   |   |             |
|-----------------------------------|---|---|-------------|
|                                   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児者の地域生活において、国際生活機能分類（以下「ICF」という。）の視点をもとに人的支援、環境整備、経済基盤支援、家族支援、医療、教育などの支援についての実情を具体的に理解する。</li> <li>・ GRPD 第7条、24条に基礎付けつつ、機会の平等とインクルーシブ教育の両面から、特に発達過程にある児童期の支援の重要性を理解するための講義を行う。</li> </ul>   |             |
| 相談支援に必要な技術                        | 本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するに当たり、獲得すべき支援技術について理解する。        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人、集団、地域、社会及び制度等に焦点を当てた視点等を含む地域を基盤としたソーシャルワークの理論と基礎的面接技法及びコミュニケーション技法を含む相談支援技術の基礎について講義を行う。</li> <li>・ ケースワーク、グループワーク、コミュニティソーシャルワークの各技術、カウンセリングやケアマネジメント、ネットワーク、コンサルテーション、ソーシャルアクション及びスーパービジョン等の相談支援に従事する者として獲得が必要な支援技術について理解する。</li> <li>・ 相談支援に従事する者が、燃えつきや巻き込まれに陥ることなく従事者が持つ多様性（障害の有無、年代、ジェンダーなど）を生かした支援を行うために、ピアスーパービジョンが重要であることを理解する。</li> <li>・ 実践研究などによる経験から学ぶ省察的思考の必要性について理解する。</li> <li>・ 真意の確認において特別な配慮を要する障害者（知的障害児者や自閉スペクトラム症者等）とのコミュニケーションの基本を理解する。</li> <li>・ 障害特性を認識、背景を考察するための対人援助のスキルを学ぶ。</li> </ul> | 講義<br>1時間   |
| 2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3時間） |   |   |             |
| 相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス          | 本人を中心とした（本人の選択・決定を促す）ケアマネジメントのプロセスと必要な技術の全体像について理解する。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人を中心としたケアマネジメント（ストレングスモデル）の目的、意思決定に配慮した一連のプロセスについて、具体的な計画相談支援等の事例を用いて講義を行う。</li> <li>・ 意思疎通に困難を有する障害児者（知的障害児者や自閉スペクトラム症者等）の場合のアセスメントとニーズ把握の基本的な注意点と技術を理解する。</li> <li>・ 相談支援専門員とサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」）、サービス提供責任者との具体的な連携のあり方について理解し、個別支援計画等は、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」）に記載された総合的な支援の方針やニーズ、目標等に基づき作成され、適切なサービス提供のためには両計画の連動が重要であることを理解する。</li> <li>・ ケアマネジメントにおける社会資源の活用、多職種連携、チームアプローチ、不足している社会資源の創設の重要性について留意する。</li> </ul>  | 講義<br>1.5時間 |
| 相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点          | 各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、地域生活支援事業による相談支援事業（障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、専門性の高い相談支援事業等）の各役割と機能、相互の連携並びに重層的な体制を構築するこ</li> </ul>   | 講義<br>1.5時間 |

|  |   |   |                     |
|--|---|---|---------------------|
|  | <p>理解する。<br/> 相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要性について理解する。<br/> （自立支援）協議会の目的、仕組み、機能について理解する。</p>  | <p>との重要性についての講義を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重層的相談支援体制に障害のある当事者の相談支援専門員が所属する相談支援事業所があることについての必要性を理解し、当事者視点について学ぶことと、体制づくりを意識させる。</li> <li>相談支援（ケアマネジメント）を実施するに当たって、サービス提供事業者等の地域資源を適切に調整するためには、それらについての情報を把握しネットワークを構築しておくことの重要性について講義を行う。</li> <li>障害児者とその家族が陥りやすい関係性をライフステージごとに理解し、それぞれのステージにおいて必要となる家族支援とその重要性について理解する。</li> <li>障害児に関わる教育分野における関係する事業（特別支援教育コーディネーター、校内委員会等）とそれらの事業との連携について理解する。</li> <li>個別の相談支援活動から見い出される課題を地域課題として共有し、解決に向け官民による協働が行われる協議会の目的、仕組み、機能について講義を行う。また、各都道府県内における協議会を活用した地域課題の解決事例について報告等を行う。</li> <li>障害のある当事者等により組織される団体等との連携を図ることの必要性について理解する。</li> </ul> |                     |
| <p>3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）</p>                    |   |   |                     |
| <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（以下「障害者総合支援法等」）の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解</p> | <p>障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。また、障害者総合支援法等における自立支援給付等の仕組みを理解する。<br/> 介護保険制度対象の障害者の障害福祉サービスを利用する場合の諸制度について理解する。<br/> 障害者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律を理解する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの障害福祉制度の変遷を踏まえ、障害者総合支援法等による障害児者の自立と共生社会の理念、その実現を図るために必要な障害福祉サービス及び児童福祉サービス等の制度概要について講義を行う。具体的には、自立支援給付等（障害児通所支援、障害児入所支援を含む）、地域生活支援事業、不服申し立て、障害福祉計画及び障害児福祉計画、（自立支援）協議会の位置付けについて理解する。</li> <li>CRPDを踏まえつつ、介護保険制度の対象となった障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付け通知）に基づき、心身の状況やサービス利用を必要とする理由は様々であることから一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはせず、個々の事情を踏まえる等適切な支援を提供するために必要な制度等の知識について講義を行う。</li> <li>障害者の権利を護るための関連制度（障害者の権利に関する条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、成年後見制度や日常生活自立支援事業等）の関係性及び概要について講義を行う。</li> </ul>        | <p>講義<br/>1.5時間</p> |
| <p>障害者の日常生活及び社会生活</p>  | <p>障害福祉サービス等の提供における相談支援専門員とサービス管理責任者等の役</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援事業の成り立ち、相談支援の体系（自立支援給付、地域生活支援事業）について理解するための講義を行う。</li> </ul>   | <p>講義<br/>1.5時間</p> |

|  |   |   |  |                      |
|--|---|---|--|----------------------|
| <p>を総合的に支援するための法律及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本</p>    | <p>割、両者の関係性を理解する。<br/>サービス提供において利用者の権利擁護と虐待防止を図るために相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解する。</p>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定計画相談支援・指定一般相談支援・指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に基づく、相談支援専門員としての責務及び業務（サービス等利用計画案等の作成、サービス担当者会議の実施、サービス等利用計画等の作成、モニタリング）を理解し、適切で質の高いサービス提供において重要な役割を担う立場であることを認識するための講義を行う。</li> <li>・ 指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づく、サービス管理責任者等としての責務及び業務（個別支援計画の作成他）を理解し、適切で質の高いサービス提供において重要な役割を担う立場であることを認識するための講義を行う。</li> <li>・ サービス提供において相談支援専門員とサービス管理責任者等との連携のあり方とその重要性、サービス等利用計画等と個別支援計画の関係について理解する。</li> <li>・ 「障害者虐待防止の手引き」等を活用し虐待防止における相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解するための講義を行う。</li> </ul> |  |                      |
| <p>4. ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習 (31.5時間)</p>          |   |   |  |                      |
| <p>本格的な理解<br/>相談支援の実際（ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具</p> | <p>受付及び初期相談並びに契約<br/><br/>アセスメント（事前評価）及びニーズ把握</p>   | <p>基本相談支援の実際について修得する。<br/><br/>受付及び初期相談（インタビュー）、契約の各場面で求められる実践的な技術を修得する。<br/>利用者の主訴を明確にし、本人・家族等からの情報収集とその分析を通して相談支援専門員としての専門的な判断の根拠を説明できる技術を修得する。<br/>また、アセスメントにおいて収集した情報から、専門職としてニーズを導くための技術を修得する。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者及びその家族との信頼関係の構築の重要性について講義を行う。</li> <li>・ 契約に関する制度上の位置付けや留意事項に関する演習を行う。</li> <li>・ 受付及び初期面接の場面における相談支援の視点と信頼関係を築くための技術（受容、共感、傾聴）について模擬面接などを通じて修得する。その際、真意の確認において特別な配慮を要する障害者（知的障害児者や自閉スペクトラム症者等）とのコミュニケーションに留意した技術を修得する。</li> <li>・ 主訴を始めとする本人に関する心身や環境等についての情報収集とそれをもとにしたアセスメントにより、ニーズを導き出すまでの思考過程に関する演習を行う。</li> <li>・ 演習によりアセスメントに必要な情報収集の項目理解と方法・技術を修得する。（例：ジェノグラム（注2）、エコマップの活用（注3））</li> <li>・ 利用者が持つ内面的及び環境的な強みを重視してアセスメントを行うことの重要性を理解する。（ストレングスモデル）。</li> <li>・ 生物・心理・社会モデルや ICF 等を活用し、収集した情報を的確に分析し生活全体を捉える視点と、生活ニーズを導き出す方法・技術を修得する。</li> </ul> | <p>講義/演習<br/>6時間</p> |
| <p>目標の設定と計画作成</p>                                  | <p>基本相談支援を基盤とした計画相談支援の実際について修得する。<br/><br/>本人の意向とニーズを踏まえた目標設定と目標を実現するためのサービス等利用計画等の作成技術を修得する。<br/>また、より適切で質の高いサービスを提供するため</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者及び家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針を記載するに当たっての留意点に関して演習を行う。</li> <li>・ アセスメントから導いたニーズを解決するための視点と達成するための目標の関係について講義を行う。</li> <li>・ 計画の策定の視点と手順は、本人のエンパワメントを意識しつつ、①本人の力（ストレングス）の発揮と活用、②一般社会・生活資源の活用、③諸制度（医療・年金・就労・教育・生活保護等）の活用、④障害福祉サービスの活用、⑤満</li> </ul>  | <p>講義/演習<br/>3時間</p>   |                      |

|         |   |   |              |
|---------|---|---|--------------|
|         | <p>には、サービス等利用計画と個別支援計画等との連動が重要であることを理解する。</p> <p>他の多様な職種とのアセスメント結果の共有やサービス等利用計画の原案に対する専門的見知からの意見収集の意義を理解し、サービス担当者等による会議の開催に係る具体的な方法を修得する。</p>                 | <p>たされないニーズの確認とそれを満たす社会資源開発・地域づくり等、⑥制度・政策改革等、を基本とする意味を理解するための講義を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフォーマルサービスも含めた社会資源の種類及び内容を理解するとともに、インフォーマルサービスの活用も含めた支援内容の作成について講義を行う。</li> <li>・一連の支援計画作成の手法・技術を修得するための演習を行う。</li> <li>・サービス担当者会議を開催するに当たり、事前の準備や開催当日の準備など、必要な業務を理解するとともに、会議の進行の手法等に関する演習を行う。</li> <li>・模擬サービス担当者会議を行い会議進行の手法・技術を修得する。</li> <li>・サービス担当者会議は、利用者及び家族並びにサービス提供事業者も含め、利用者を支援していくための方向性を定める場であることから、相談支援専門員によるアセスメントの結果を共有することの重要性を理解する。サービス等利用計画と個別支援計画等との内容の整合性を確認することの重要性を理解する。</li> </ul> |              |
| 評価及び終結  | <p>基本相談支援を基盤とした計画相談支援の実践について修得する。</p> <p>ケアマネジメントプロセスにおけるモニタリングの意義・目的や多職種との連携によるサービス実施の効果を検証することの重要性を理解する。</p> <p>また、検証の結果、支援が終結されることの意義と留意すべきことについて理解する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者及びその家族、サービス担当者等との継続的な連絡や、居宅を訪問し利用者とは面接することの意味を理解するための演習を行う。</li> <li>・演習によりモニタリングにおける視点や手法、状況の変化への対応の技術を修得する。</li> <li>・モニタリング結果の記録作成の意味と、記録に当たっての留意点を理解するための講義を行い、演習により手法を修得する。</li> <li>・評価表等を活用し目標に対する各サービスの達成度（効果）の検証の必要性を理解し評価手法を修得する。</li> <li>・相談支援従事者の共依存を避け、自立支援を進める上で、相談支援の終結とセルフケアマネジメントへの移行の重要性について理解し、その作成支援についての講義を行う。</li> <li>・サービス等利用計画等の再作成を行う方法について講義により理解し、演習により技術を修得する。</li> </ul>  | 講義・演習<br>3時間 |
| 実習ガイダンス | <p>研修における実習の位置付けと目的、実施方法を理解し、効果的な実習に結び付ける。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習は、相談支援の実践現場を通して様々なことを学ぶことができる機会であるとともに、これまでの講義や演習を通じて身に付けた知識・技術を試行する機会でもあり、効果的な実習になるようその目的について講義を行う。</li> <li>・実習の流れや実習時の心構えなどに関する講義を行う（実習を通じて、地域毎の社会資源等の状況や現場での倫理的課題などについても意識を向けるよう認識する。）。</li> </ul>  | 講義<br>1時間    |

|                              |   |   |  |              |
|------------------------------|---|---|--|--------------|
| 実践研究                         | 実践研究 1<br>(実践例の共有と相互評価 1)   | 自ら実施したアセスメント及びプランニング等について、その根拠を踏まえて分かりやすく説明できる技術を修得する。<br>他者からの多角的な意見により視点が広がり、アセスメントが深まることを理解する。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援の基礎技術に関する実習 1により各自が作成した基本情報、アセスメント及びプランニングの内容について、グループ毎に共有及び意見交換を実施する。</li> <li>エンパワメントの視点を盛り込んだプラン作りになっているか、利用者が持つ内面的及び環境的な強みを重視したアセスメントを実施できているか、プラン内容の根拠として収集された情報からのアセスメント結果が適切であるかどうか等に留意し、受講者による相互評価を行う。</li> </ul> | 事例研究<br>6 時間 |
|                              | 実践研究 2<br>(実践例の共有と相互評価 2)   | 自ら再実施したアセスメント及びプランニング等について、その根拠を踏まえて分かりやすく説明できる技術を修得する。<br>他者からの多角的な意見により視点が広がり、アセスメントが深まることを理解する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援の基礎技術に関する実習 2にて各自が実施した追加の情報収集、再アセスメント、修正したプランニング内容について、グループ毎に実践例の共有、意見交換及び相互評価を実施する。</li> <li>留意事項については実践研究 1に同じ。</li> </ul>  | 事例研究<br>4 時間 |
|                              | 実践研究 3<br>(実践研究とサービス等利用計画作成)  | グループによる実践研究を通じて、サービス等利用計画作成についての理解を深め、技術を修得する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>実習により作成した実践例より 1 例選択し、グループによる再アセスメントを実施し、ニーズの明確化及び支援の検討を行う。選択実践例の地域に存在する社会資源を想定して具体的なサービス等利用計画（障害児支援計画）を作成する。</li> </ul>  | 事例研究<br>6 時間 |
| 研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り | 研修全体の振り返りを行うことで、今後の学習課題を認識し、自己研鑽意欲を高める。<br>また、研修受講者間でのネットワークの構築を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>研修全体の振り返りを行うに当たって、グループ又は全体で意見交換を行い、専門的助言を含めて、研修における学習の成果や今後の学習課題への意識付けのための講義・演習を行う。</li> <li>現場で生じうる課題への対応や共同で研修する機会を作るため、研修受講者間においてネットワークの構築を図る。</li> </ul> | 講義・演習<br>2.5h  |              |
| 5. 相談支援の基礎技術に関する実習           |   |   |  |              |
| 相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習 1  | 実習現場での相談支援（ケアマネジメント）のプロセスの経験を通じて実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識する。          | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス等を利用する障害児者への居宅訪問を行い、面接による情報収集・アセスメント、プランニングを行う。</li> </ul>   | 実習   |              |
| 相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習 2  | 実習現場での相談支援（ケアマネジメント）のプロセスの経験を通じて実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識する。          | <ul style="list-style-type: none"> <li>実践研究 1（実践例の共有と相互評価 1）における相互評価を踏まえ、必要に応じて追加の情報収集及び再アセスメントを実施し、プランニング内容の修正を行う。</li> </ul>  | 実習   |              |
| 地域資源に関する情報収集                 | 相談支援（ケアマネジメント）に活用する地域資源の実際について理解する。                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域（市町村・障害保健福祉圏域等）における地域資源（公的機関、障害福祉サービス・障害児支援サービス提供事業所、（自立支援）協議会）などに関する情報を収集し、所定の書式に記録する。</li> </ul>   | 実習   |              |
| 合計                           |   |   |  | 42.5         |

(注 1) 対人援助に関わる援助者に求められる 7 つの行動規範のこと。1. 個別化（利用者の生活問題の個別性を理解する）、2. 意図的な感情表出（利用者の自由な感情表出を促すよう意図的に関わる）、3. 統制された情緒的関与（援助者自身の感情を自覚的にコントロールして利用者に対応する）、4. 受容（利用者の「あるがまま」を受け入れる）、5. 非審判的態度（援助者の価値観によって利用者を一方向的に非難しない）、6. 自己決定（利用者の自己決定を尊重する）、7. 秘密保持（利用者に関する情報を不必要に漏らさない）という 7 つの原則からなる。

(注 2) ソーシャルワークアセスメントの際に、家族の状況を視覚化し、把握するために、主に介護、

障害、医療、教育の分野で、援助者が、利用者を中心とした親族・家族関係（婚姻や血縁関係などの事実に基づく）を理解するために作成される図のこと。

（注3）主に介護、障害、医療、教育の分野で、援助者が、利用者とその家族が現在どのような状況に置かれているのかを把握するために、関係者・関係機関・社会資源（周辺からの情報や個人の見方により作成される）との関係性を図式化したもの。